

平成 29 年 3 月 8 日

市政記者クラブ 各位

島原市長 古川 隆三郎

島原市職員の懲戒処分等の実施について

平成 29 年 3 月 8 日付で地方公務員法第 29 条の規定による懲戒処分等を下記のとおり行いましたので、お知らせします。

記

1 総務部職員による飲酒後の交通事故の件

(1) 事案の概要

平成 29 年 2 月 11 日午前 4 時 30 分ごろ、前日に開催された市役所職員による年祝い終了後、市内の居酒屋など数件で飲酒し車を運転。島原市街地から有明方面へ国道 251 号線を走行中に対向車線にはみ出し、島原市有明町大三東一野付近で対向車線を走行中の車と正面衝突事故を起こし、相手方に怪我を負わせたもの。本人からの顛末書によると、その際の呼気中のアルコール濃度は 0.45mg/1 であり、道路交通法による免許取消処分の基準 0.25mg/1 を上回るものであった。

(2) 被処分者及び処分内容

次の者に対し「懲戒免職」

総務部税務課収納班長 伊達 竜治 51 歳（男）

次の者に対し「減給 10 分の 1 を 1 カ月間」

市長公室 部長 58 歳（男）

次の者に対し「戒告」

総務部 部長 60 歳（男）

(3) 処分年月日

平成 29 年 3 月 8 日

(4) 関係職員に対する処分

2 人に対し文書による「訓告」、1 人に対し文書による「厳重注意」を行った。

2 市長コメント

日ごろから、飲酒運転の根絶をはじめ交通ルールの遵守と交通事故防止について、絶えず注意を喚起してきたところであるにもかかわらず、本市職員がこのような不祥事をおこしたことに、事故に遭われた方、また、市民の皆様及び市議会に対し、心からお詫び申し上げます。

当該不祥事をおこした職員及び関係職員に対しては、厳正な処分をもって対処させていただきました。

今後、再びこのようなことが発生しないよう、全職員に対しまして、交通安全対策及び交通事故防止の徹底を講じるよう指導してまいります。

有明海にひらく湧水あふれる 火山と歴史の田園都市 島原



担当：島原市 秘書人事課 人事班 担当 園田

電話：0957-63-1111（内線 126）

E-mail：jinji@city.shimabara.lg.jp